

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号
氏名 クリーンシステム 株式会社
代表取締役 町田 哲雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和3年10月29日
許可の有効年月日 令和8年9月20日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥（#1）、廃油（#1）、廃酸、廃アルカリ（#1）、廃プラスチック類（*）（#1）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（#1）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（*）（#1）、がれき類（*） 以上13種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥（#1）、廃油（#1）、廃酸、廃アルカリ（#1）、廃プラスチック類（#1）、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず（#1）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（空き瓶、廃蛍光管、廃家電に限る。）（#1） 以上10種類

※1 産業廃棄物の種類に（*）表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に（#1）表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に（#2）表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県鶴ヶ島市高倉字富士塚1217番5 以上1筆（面積989.90㎡）。

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2.に掲げる施設及び場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和61年1月23日	指令中環第1509号	新規許可
平成17年5月16日	指令中環第8-67号	変更許可
平成24年10月9日	指令産廃第583号	変更許可（「除く」から「含む」への変更）
令和2年7月27日	指令松環65-4号	変更届（代表者）
令和3年10月29日	指令松環第393号	更新許可

5. 積替え許可の有無

有・無

市名 さいたま市

許可番号 10110023026

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
木くず 以上1種類	12.5㎡	1.5m (屋内)	8.2m ³ (8.2m ³ コンテナ×1個)
金属くず(空き缶に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず(空き瓶に限る。) 以上2種類	25.0㎡	1.5m (屋内)	16.4m ³ (8.2m ³ コンテナ×2個)
金属くず 以上1種類	12.5㎡	1.5m (屋内)	8.2m ³ (8.2m ³ コンテナ×1個)
紙くず 以上1種類	12.5㎡	1.5m (屋内)	8.2m ³ (8.2m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類(廃蛍光管に限る。)、金属くず(廃蛍光管に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず(廃蛍光管に限る。) 以上3種類(いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。)	2.4㎡	1.0m (屋内)	0.4m ³ (0.2m ³ ドラム缶×2)
廃プラスチック類(廃蛍光管に限る。)、金属くず(廃蛍光管に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず(廃蛍光管に限る。) 以上3種類(いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。)	2.4㎡	1.0m (屋内)	0.4m ³ (0.2m ³ ドラム缶×2)
汚泥(廃乾電池に限る。)、廃油(廃乾電池に限る。)、廃アルカリ(廃乾電池に限る。)、廃プラスチック類(廃乾電池に限る。)、金属くず(廃乾電池に限る。) 以上5種類(いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。)	0.8㎡	1.0m (屋内)	0.2m ³ (0.2m ³ ドラム缶×1)
汚泥(廃乾電池に限る。)、廃油(廃乾電池に限る。)、廃アルカリ(廃乾電池に限る。)、廃プラスチック類(廃乾電池に限る。)、金属くず(廃乾電池に限る。) 以上5種類	0.8㎡	1.0m (屋内)	0.2m ³ (0.2m ³ ドラム缶×1)
汚泥 以上1種類	1.6㎡	1.0m (屋内)	0.4m ³ (0.2m ³ ドラム缶×2)
廃油 以上1種類	1.6㎡	1.0m (屋内)	0.4m ³ (0.2m ³ ドラム缶×2)
廃酸 以上1種類	1.6㎡	1.0m (屋内)	0.4m ³ (0.2m ³ ケミドラム缶×2)
廃アルカリ 以上1種類	1.6㎡	1.0m (屋内)	0.4m ³ (0.2m ³ ケミドラム缶×2)
動植物性残さ 以上1種類	6.4㎡	1.0m (屋内)	1.6m ³ (0.2m ³ ドラム缶×8)
廃プラスチック類(廃家電に限る。)、金属くず(廃家電に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず(廃家電に限る。) 以上3種類	9.6㎡	1.5m (屋内)	14.4m ³
廃プラスチック類	37.5㎡	1.5m (屋内)	24.6m ³ (8.2m ³ コンテナ×3)

(以下余白)